

# 温室効果ガス排出規制および支援制度

## 企業を取り巻く環境規制について

橋本 幸夫 Yukio Hashimoto  
デューデリジェンス事業部  
コンサルティンググループ リーダー

### はじめに

地球温暖化が要因と考えられている北極や南極の氷床、海氷等の減少や海面上昇等の環境問題が深刻化している。その要因のひとつとされる温室効果ガスの増加に関し、1992年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標とする「国連気候変動枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）では、先進国の拘束力のある削減目標を規定した「京都議定書」に合意し、温室効果ガス排出削減に向け、大きな一歩を踏み出した。京都議定書において、我が国は、2008年～2012年の5年間で1990年比6%の削減を締結している。京都議定書を受けて、国内ではさまざまな取組みが進められているが、国及び地方自治体においても、2008年に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）が改正され、また2009年に「埼玉県地球温暖化対策推進条例」が制定される等、温室効果ガス排出量削減のための法規制が強化されている。

本レポートでは、国の規制内容、地方自治体の規制内容を紹介し、それに対する行政支援内容も紹介する。

## 1. 国の規制内容

### 1.1. 省エネ法

省エネ法が規制する工場等の分野に関しては、2008年の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位でのエネルギー管理に規制体系が変更された。旧省エネ法では産業部門のカバー率（エネルギー使用量ベース）約9割に対し、業務部門は約1割であった。改正省エネ法は、エネルギー使用量が増加傾向にあるオフィス・百貨店・コンビニ等に事業者単位の規制体系を導入することで、業務部門の省エネルギー対策強化が目的となっている。

事業者は、事業者全体（本社、支店、営業所、工場、店舗等）での年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500k以上であれば、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受けなければならない。

また、フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者となり、加盟店を含む事業全体の年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500k以上であれば、同様にエネルギー使用量を本部が国に届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

省エネ法におけるエネルギーとは、重油・灯油・可燃性天然ガス等の燃料と、蒸気・温水・冷水等の熱、そして電気が対象となっており、廃棄物からの回収エネルギーや風力・太陽光等の非化石エネルギーは対象外となっている。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ法の概要 2010/2011

特定事業者または、特定連鎖化事業者に指定された事業者は、エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任、毎年度のエネルギー使用量等の定期報告書及び事業者全体のエネルギー使用の合理化に関する中長期計画書の提出等の義務と、中長期的な年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減目標が課せられる。

### 事業者全体としての義務

年間エネルギー使用量 (原油換算値)	1,500kWh/年以上	1,500kWh/年未満
事業者の区分	特定事業者又は特定連鎖化事業者	-
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者
	遵守すべき事項	判断基準の遵守(管理標準の設定、省エネ措置の実施等)
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減	
行政によるチェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示(指示に従わない場合、公表・命令)等	

### 特定事業者又は特定連鎖化事業者が提出すべき書類

提出書類	提出時期	提出先
定期報告書	毎年度7月末日 (平成22年度は11月末日まで)	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁
中長期計画書	毎年度7月末日 (平成22年度は11月末日まで)	
エネルギー管理者等の選解任届	選解任のあった日後、最初の7月末日	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局

出典：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ法の概要 2010/2011

## 1.2. 温対法

温対法は、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者が排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国がデータを集計・公表する制度である。対象となる温室効果ガスの種類と対象者は表1となる。

表1 温室効果ガスと特定事業所排出者

温室効果ガスの種類	対象となる者（特定事業所排出者）
<u>エネルギー起源 CO2</u> （燃料の燃焼、他者から供給された電気、または熱の使用に伴い排出される CO2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が 1,500k /年以上となる事業者*。</li> <li>原油換算エネルギー使用量が 1,500k /年以上となる事業所を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告する。</li> </ul>
<u>上記以外の温室効果ガス（5.5 ガス）</u> 非エネルギー起源 CO2 メタン（CH4） 一酸化二窒素（N2O） ハイドロフルオロカーボン類（HFC） パーフフルオロカーボン類（PFC） 六フッ化硫黄（SF6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の 及び の要件を満たす者                算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量合計が CO2 換算で 3,000 トン以上となる事業者。                事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上。</li> <li>温室効果ガスの種類ごとに排出量が CO2 換算で 3,000 トン以上となる事業所を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告する。</li> </ul>

\*フランチャイズチェーンについても一つの事業者とみなす。

対象となる者（特定事業所排出者）は、自らの排出量を算定し、事業者単位にて、毎年度の排出量情報を報告する。エネルギー起源 CO2 の報告については、省エネ法定期報告書を利用した報告が認められている。

また、温対法では、温室効果ガス排出量（実排出量）とともに調整後温室効果ガス排出量（調整後排出量）を合わせて報告する。調整後排出量とは、下記で定義され、特定事業所排出者が償却前移転された京都メカニズムクレジットや取得等をした国内認証排出削減量を排出量から減算できる。

調整後排出量（tCO2） = エネルギー起源 CO2 排出量（tCO2） ・ 電気の使用に伴うもの（他人から供給された電気の使用量 × 調整後排出係数） ・ 燃料及び熱の使用に伴うもの + 非エネルギー起源 CO2 排出量（tCO2） + CH4、N2O、HFC、PFC 及び SF6 の実排出量（tCO2） - 償却前移転された京都メカニズムクレジット量・無効化された国内認証排出削減量（tCO2）
--

事業者は、実排出量と調整後排出量が国より公表されることにより、温室効果ガス排出抑制の取組み等が社会的に評価されることになる。

## 1.3. 省エネ法と温対法の対比

省エネ法と温対法の比較表を表2に示す。

表2 省エネ法と温対法の比較表

	省エネ法	温対法
対象者	特定事業者(事業者単位) 特定連鎖化事業者(フランチャイズチェーン単位)	特定事業所排出者(事業者・フランチャイズチェーン単位)
義務内容と対象	<p>・報告及び届出</p> <p>定期報告書(原油換算エネルギー使用量・判断基準の遵守状況他)</p> <p>中長期計画書</p> <p>エネルギー管理統括者等の選解任届</p> <p>・目標</p> <p>中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減</p>	<p>温室効果ガス排出量の算定・報告</p> <p>1) エネルギー起源CO2</p> <p>2) 上記以外の温室効果ガス(5.5ガス)</p> <p>調整後温室効果ガス排出量の報告</p>
他の制度との関係	同右	-1)の報告は、省エネ法の定期報告により、温対法に基づく報告とみなされる。
該当要件	すべての事業所の原油換算エネルギー使用量(燃料・熱・電気)の合計が年間1,500k以上	<p>-1): すべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が年間1,500k以上</p> <p>-2): 温室効果ガスの種類ごとにCO2換算3,000トン以上(詳細は表1参照)</p>
報告時期	、 共: 毎年度7月末日まで : 選解任のあった日後、最初の7月末日	毎年度7月末日まで
報告先	、 共: 事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置しているすべての工場等に係る事業の所管省庁 : 事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局	事業所管大臣
罰則	エネルギーの使用の合理化計画に係る指示及び命令に従わない場合やエネルギー管理統括者等の不選任の場合等は、100万円以下の罰金。 定期報告書及び中長期計画書の報告を行わなかった場合等は50万円以下の罰金。	報告を行わなかった場合、あるいは虚偽の報告を行った場合は、20万円以下の過料。



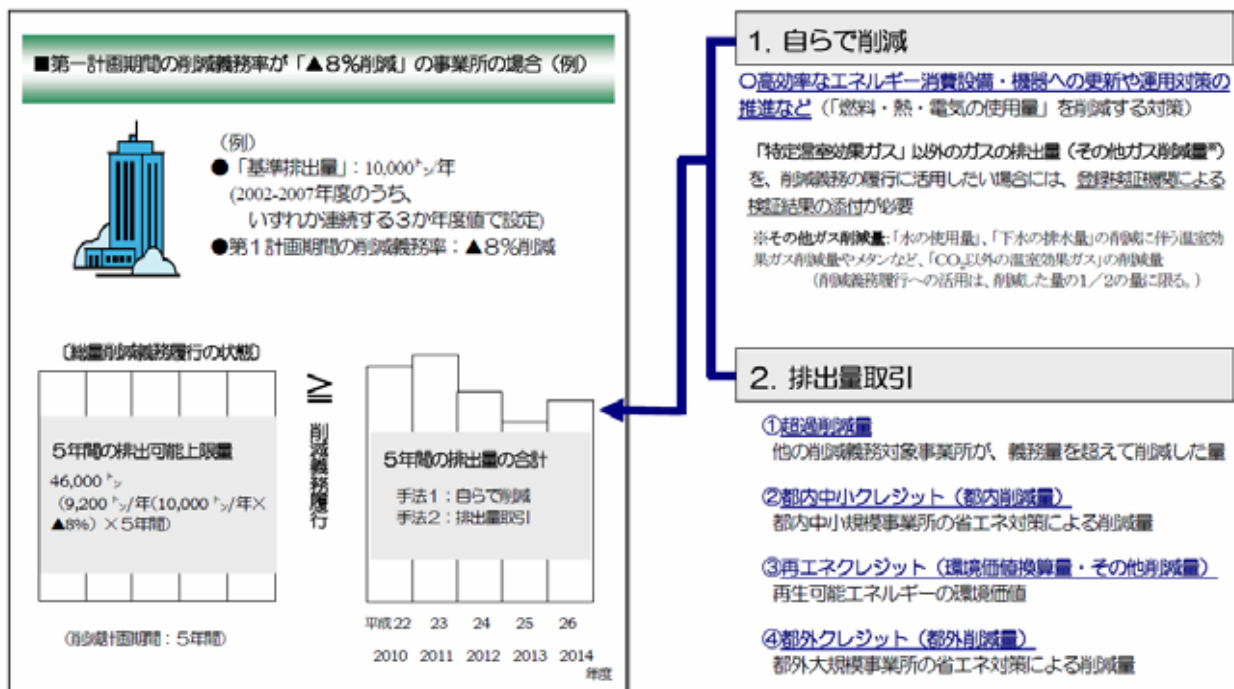
## 2. 地方自治体の規制内容

### 2.1. 東京都環境確保条例

東京都は、温室効果ガス削減に向け 2002 年より地球温暖化対策計画書制度を開始した。しかしながら、温室効果ガス削減に対し積極的に取り組む事業所も現れる中、標準的な取組レベルが事業所全体の約 80%にとどまり、制度強化が求められていた。2008 年 6 月の東京都環境確保条例改正により、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」が導入されることになった。

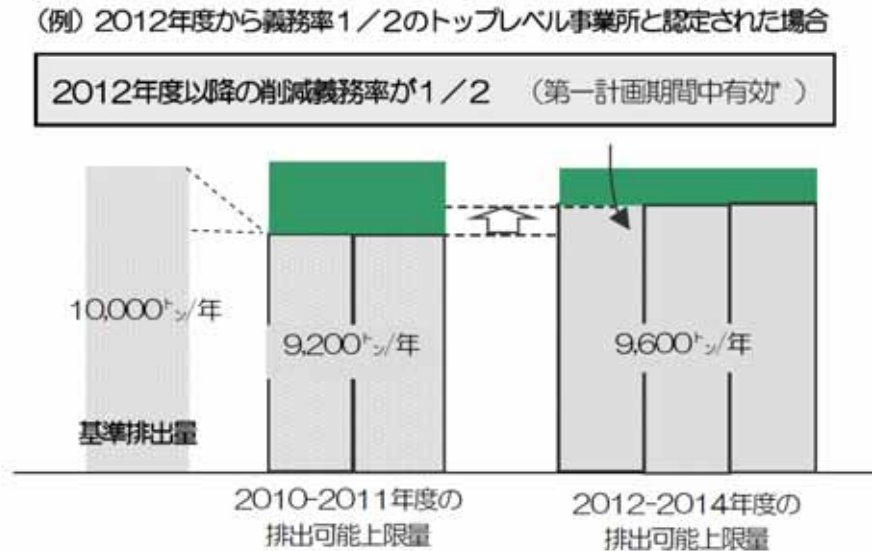
本制度では、事業所単位でのエネルギー使用量が、3 か年度連続して原油換算で 1,500k 以上の都内大規模事業所を対象に温室効果ガス排出量の削減義務を課している。削減義務とは、過去の基準年度等より決定した基準排出量に削減義務率を設定し、計画期間(第一計画期間:2010~2014 年度、第二計画期間:2015~2019 年度)における温室効果ガス排出量に 5 年間の排出可能上限量というキャップを設け、温室効果ガスの排出総量の削減を行うものである。

計画期間において、事業所自らの削減による削減義務履行を基本としているが、排出量取引による削減量調達での削減義務履行も可能としている。排出量取引には、超過削減量(他事業所での義務量超過分)、都内中小クレジット(都内中小事業所での省エネ対策による削減量)、再エネクレジット(太陽光発電設備等による再生可能エネルギーの環境価値)、都外クレジット(都外大規模事業所での省エネ対策による削減量)がある。



出典: 東京都環境局 大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」2011/1/20 関係資料

また、地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所（優良特定地球温暖化対策事業所）として東京都知事が認めた場合は、当該事業所の削減義務率を軽減することが可能である。優良特定地球温暖化対策事業所には、その程度に応じてトップレベル事業所と準トップレベル事業所の2種類があり、削減義務率は、それぞれ1/2、3/4に軽減される。



出典：東京都環境局 大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」2011/1/20 現在 関係資料

本制度では、事業者が大規模事業所の温室効果ガス排出量および都内中小事業所での削減量等を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した排出量の正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を義務付けている。第三者機関は、東京都の定める要件を満たし、東京都の登録を受けた検証機関に限られている。現在（2011年4月18日現在）35機関が東京都より登録されている。当社も2010年3月に登録され、検証業務を実施している。

## 2.2. 埼玉県地球温暖化対策推進条例

埼玉県は、平成21年2月に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画において、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比25%削減するという目標を掲げている。削減目標達成のための重要施策として、2011年4月より「目標設定型排出量取引制度」を開始した。また、埼玉県は、すでに「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を実施している東京都とそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にする等、制度設計及び運営において連携・協力し取り組んでいる。

東京都環境確保条例と埼玉県地球温暖化対策推進条例の比較表を表3に示す。

表 3-1 東京都環境確保条例と埼玉県地球温暖化対策推進条例の比較表 1

	東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」	埼玉県「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度」
対象	<p><u>制度の対象となる事業所</u></p> <p>指定地球温暖化対策事業所 前年度の原油換算エネルギー使用量（燃料・熱・電気）が 1,500k 以上 特定地球温暖化対策事業所 3 か年度連続して、原油換算エネルギー使用量が 1,500k 以上</p> <p>（東京都では、地球温暖化対策報告書制度として、同一事業者が都内に設置している事業所等（前年度の原油換算エネルギー使用量が 30k 以上、1,500k 未満の事業所等）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が年間 3,000k 以上になる場合、事業者へ地球温暖化対策報告書の提出を義務付けている。）</p>	<p><u>制度の対象となる事業者</u></p> <p><u>特定事業者（地球温暖化対策計画制度）</u> 県内に設置しているすべての事業所における前年度のエネルギー使用量（燃料・熱・電気）が、原油換算で 1,500k 以上である事業者。（連鎖事業者（フランチャイズチェーン本部等）は、県内に設置するすべての事業所及び加盟店のエネルギー使用量の合計が原油換算で 1,500k 以上である事業者。） 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗であって、4 月 1 日現在の店舗面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上であるものを県内に設置している事業者</p> <p><u>大規模事業者（目標設定型排出量取引制度）</u> 特定事業者のうち、原油換算で 1,500k 以上のエネルギーを平成 20 年度以降の 3 か年度連続して使用する大規模な事業所を県内に設置している事業者</p>
	<p><u>制度の義務者：事業所の所有者（原則）</u></p>	<p><u>制度の義務者：事業所の設置者</u> 「設置者」には、事業所の土地や建物、設備を所有又は賃貸している者だけではなく、土地や建物、設備を所有又は賃貸していなくても事業所で実施している事業を実質的に管理・運営している者を含む。</p>
義務内容	<p><u>・報告及び届出</u> 及び の事業所：地球温暖化対策計画書 報告時期：毎年度 11 月末日まで</p>	<p><u>・作成及び提出</u> 特定事業者：地球温暖化対策計画の作成及び地球温暖化対策実施状況報告書の提出 報告時期：毎年度 7 月末日</p>
	<p><u>排出量の報告対象となる温室効果ガス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー起源 CO2（燃料・熱・電気）</li> <li>・ 非エネルギー起源 CO2</li> <li>・ CO2 以外のガス（CH4、N2O 等）</li> <li>・ 水の使用、下水への排水</li> </ul>	<p><u>排出量の報告対象となる温室効果ガス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー起源 CO2（燃料・熱・電気）</li> <li>・ 非エネルギー起源 CO2</li> <li>・ CO2 以外のガス（CH4、N2O 等）</li> </ul>

表 3-2 東京都環境確保条例と埼玉県地球温暖化対策推進条例の比較表 2

	東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」	埼玉県「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度」
削減義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務対象者：事業所の所有者（原則）</li> <li>・削減義務対象ガス：エネルギー起源 CO2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務対象者：大規模事業者</li> <li>・目標設定対象ガス：エネルギー起源 CO2</li> </ul>
区分	事業所の種類	事業所の種類
-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設(「区分-2」に該当するものを除く)	同左
-2	区分 に該当するオフィスビル等のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所	同左
	区分 -1、 -2 以外の事業所	同左
計画期間	第一計画期間：2010～2014 年度 第二計画期間：2015～2019 年度	2011～2014 年度 2015～2019 年度
検証機関	基準排出量および年度排出量の算定報告等の際には、第三者検証機関による検証を受ける必要がある。 その他検証が必要な場合は、下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用管理基準</li> <li>・都内中小クレジット</li> <li>・都外クレジット</li> <li>・その他ガス削減量</li> <li>・電気等環境価値保有量</li> <li>・優良事業所基準</li> </ul> 第三者検証機関は、東京都に登録（登録区分ごと）された検証機関に限定されている。 （2011/4/18 現在、35 機関が登録されている。）	目標設定型排出量取引制度において、目標達成の評価又は排出量取引を実施する際には、第三者検証機関による検証を受ける必要がある。 検証が必要な場合は、下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度排出量及び基準排出量</li> <li>・運用管理基準</li> <li>・県内中小クレジット</li> <li>・県外クレジット</li> <li>・その他ガス削減量</li> <li>・電気等環境価値保有量</li> <li>・優良事業所基準</li> </ul> 第三者検証機関は、埼玉県に登録（登録区分ごと）された検証機関に限定されている。 （2011/4/18 現在、登録されている機関はない。）
優良特定地球温暖化対策事業所	削減義務率の軽減 トップレベル事業所：1/2 に軽減 準トップレベル事業所：3/4 に軽減	削減義務率の軽減 トップレベル事業所：1/2 に軽減 準トップレベル事業所：3/4 に軽減
クレジットの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量</li> <li>・都内中小クレジット</li> <li>・再エネクレジット</li> <li>・都外クレジット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量</li> <li>・県内中小クレジット</li> <li>・再エネクレジット</li> <li>・県外クレジット*1</li> <li>・森林吸収クレジット</li> </ul> *1：東京都の制度において、超過削減量や都外クレジットとして発行された削減量はクレジットの重複利用となるため、認定・発行はできない。
主な罰則他	削減義務違反の場合は、削減不足量に一定割合加算した量の削減（1.3 倍）の措置命令。 上記措置命令違反の場合は、違反事実の公表、知事の代行・費用請求（削減不足量に応じた額）罰金（上限 50 万円）	地球温暖化対策計画および地球温暖化対策実施状況報告書の提出を行わなかった場合は、勧告。勧告に従わなかった場合は、氏名の公表。 罰則を設けない「目標設定型」の排出量取引制度となっている。



## 3. 支援制度

法・条例等による温室効果ガス排出に対する規制が設けられている中、行政による省エネ機器導入等に関する支援制度も設けられている。表 4 に 2011 年度の国・自治体による省エネ機器を導入する事業者を対象とした支援事業を示す。

表 4 エネルギー・温暖化対策に関する主な支援制度

事業名称 / 概要 / お問い合わせ先	補助対象者	補助率 / 募集期間
経済産業省 資源エネルギー庁		
<u>「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」</u> 再生可能エネルギー熱（太陽熱、バイオマス熱、雪氷熱等）利用の先進的な設備の導入に対して補助を行う。 / 一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会 TEL 03-5979-7621	民間事業者 地方自治体	民間事業者 1/3 以内 地方自治体および地方自治体と連携 1/2 以内 今年度の募集期間 未定
<u>「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」(民間団体等分)</u> 事業者が計画した省エネ取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入（リプレースに限る）に対して補助を行う。 / 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL 03-3501-9726	全業種、設備を設置・所有する事業者（法人格を有すること）	事業者単独事業 1/3 以内 複数事業者連携 1/2 以内 今年度の募集期間 未定
<u>「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」(民間団体分)</u> 工業炉、ボイラ等のエネルギー多消費型燃焼設備の省エネ、CO2 削減に寄与する、天然ガスの高度利用を行う事業者に対して補助を行う。 / 資源エネルギー庁 ガス市場整備課 TEL 03-3501-2963	天然ガス高度利用設備の導入を行う事業者	設備変更等に要する経費の 1/3 以内 今年度の募集期間 未定
<u>「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金」</u> 2020 年までに ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を標準的な新築住宅とするとともに、2030 年までに新築建築物の平均での ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）実現に向け、住宅・建築物に省エネ性能の高い高効率エネルギーシステム（年間エネルギー消費量を 25% 程度削減できるもの）やビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入するものに対して補助を行う。 また、その導入によって得られる省エネ効果等を検証し、その成果を活用して更なる省エネを進める。 / 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL 03-3501-9726	事業者	1/3 以内 今年度の募集期間 未定

<p><u>「エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金」</u></p> <p>産業部門における大型省エネルギー設備の導入や、省エネルギー対策関連資金需要に対する融資を低利とするため、利子補給を行う。</p> <p>1) エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給金 産業部門における大型省エネルギー設備導入の場合。</p> <p>2) 特定高性能エネルギー消費設備等資金利子補給金 中小企業において、省エネルギー効果の高い特定高性能エネルギー消費設備（高性能工業炉及び高性能ボイラー）設置の場合。</p> <p>/ 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL 03-3501-9726</p>	民間事業者	<p>1) 利子補給率 1.0%</p> <p>2) 利子補給率 0.15%</p> <p>今年度の募集期間 未定</p>
<p><u>「ガスコージェネレーション推進事業補助金」</u></p> <p>先端的な高効率コージェネレーションの導入に対し、事業費の一部補助を行う。</p> <p>/ 資源エネルギー庁 ガス市場整備課 TEL 03-3501-2963</p>	設置者	<p>1/3 及び 1/2</p> <p>今年度の募集期間 未定</p>
<p><u>「グリーン投資減税」</u></p> <p>エネルギー起源 CO2 排出削減または再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合、減税を行う。</p> <p>/ 資源エネルギー庁 総合政策課 調査広報室 TEL 03-3501-5964</p>	設置者	<p>30%特別償却または法人税額（所得税額）の7%特別控除（中小企業のみ）</p> <p>今年度の募集期間 未定</p>
環境省		
<p><u>「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」</u></p> <p>自主参加型国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、CO2 排出抑制設備導入への補助を行う。</p> <p>/ 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 TEL 03-3581-3351（代表）</p>	CO2 排出抑制設備導入事業者	<p>既存設備の撤去費を除いた総事業費の1/3が上限</p> <p>今年度の募集期間 未定</p>
<p><u>「省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業」</u></p> <p>既存の冷凍等装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入に対して補助を行う。</p> <p>/ 関東地方環境事務所環境対策課 TEL 048-600-0815</p>	省エネ自然冷媒冷凍装置の導入事業者	<p>省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入を行うために必要な費用と、比較対象フロン装置の導入を行うために必要な費用との差額の1/3以内</p> <p>今年度の募集期間：2011/4/1～4/28</p>
<p><u>「低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業」</u></p> <p>技術的に確立された、削減効果が確認されている対策の共同導入、既存設備の能力の最大限活用、相互連携システム構築の組合せにより、温室効果ガス25%削減目標（1990年比）の達成が可能となる事業に補助を行う。</p> <p>/ 総合環境政策局環境計画課 TEL 03-3581-3351（代表）</p>	民間事業者	<p>1/2 以内</p> <p>今年度の募集期間 未定</p>

<p>「<u>温泉エネルギー活用加速化事業</u>」          温泉エネルギーを有効活用する下記事業に補助を行う。</p> <p>温泉発電設備の設置          ヒートポンプ等による温泉熱の利用          温泉付随ガスの熱利用          温泉付随ガスのコージェネレーション</p> <p>/ 地球環境局地球温暖化対策課( の事業)          自然環境局自然環境整備担当参事官室( ~ の事業)          TEL 03-3581-3351(代表)</p>	民間事業者等	<p>、 、 総事業費の1/2が上限          総事業費の1/3が上限</p> <p>今年度の募集期間：2011/4/4～6/6</p>
国土交通省		
<p>「<u>環境・ストック活用推進事業</u>」          (住宅・建築物の断熱性能等の省エネ化等の推進)</p> <p>住宅・建築物省CO2先導事業          省CO2技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物リーディングプロジェクトに対する支援。</p> <p>住宅・建築物省エネ改修推進事業          エネルギー消費量が建物全体で10%以上削減される住宅・建築物の省エネ性能の向上に資するプロジェクトに対する支援。</p> <p>/ 住宅局住宅生産課          TEL 03-5253-8111(内線39428)</p>	民間事業者等	<p>1/2          1/3</p> <p>今年度の募集期間 未定</p>
東京都		
<p>「<u>東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト</u>」</p> <p>省エネルギー診断等に基づき、都内の中小規模事業所で高効率な省エネルギー設備を導入する場合に、発生するCO<sub>2</sub>削減量をクレジット化する権利を都へ無償譲渡することを条件に、その費用について助成を行う事業。</p> <p>/ 財団法人 東京都環境整備公社          東京都地球温暖化防止活動推進センター          (愛称：クール・ネット東京)          TEL 03-5388-3408</p>	事業者	<p>中小企業：3/4(上限額75,000千円)</p> <p>中小企業以外の資本金10億円未満の会社：1/2(上限額50,000千円)</p> <p>募集申請受付期間(共同申請の場合)          2011/6/17～7/29</p> <p>募集申請受付期間(単独申請の場合)          2011/7/1～8/12</p>
<p>「<u>中小企業者向け省エネ促進税制</u>」</p> <p>法人事業税もしくは個人事業税の減免。          次の要件を満たすものが対象。</p> <p>温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得したもの。</p> <p>省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定するもの</p> <p>/ 主税局課税部法人事業税係 TEL 03-5388-2963          主税局課税部個人事業税係 TEL 03-5388-2969</p>	都内の 中小企業者	<p>法人事業税：設備の取得価額(上限20,000千円)の1/2を取得事業年度の税額から減免。(ただし、当期事業税額の1/2を限度)</p> <p>個人事業税：設備の取得価額(上限20,000千円)の1/2を、取得年の所得に対して翌年度に課税される税額から減免。(ただし、事業税額の1/2を限度)</p>

## 参考文献

- 環境省，2008，『STOP THE 温暖化』
- 経済産業省 資源エネルギー庁・財団法人省エネルギーセンター，2011，『省エネ法の概要』
- 財団法人省エネルギーセンター，2008，『改正省エネルギー法に関する参考資料』
- 環境省，2010，『温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度説明会』
- 環境省・経済産業省，2010，『温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.3.1』
- 東京都環境局，2011，『大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」2011/1/20 関係資料』
- 東京都環境局，2011，『総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン 2011年3月』
- 株式会社ぎょうせい，2009，『東京都環境関係例規集（八訂版）』
- 東京都環境局，2010，『地球温暖化対策報告書作成ハンドブック 本編』
- 埼玉県環境部 温暖化対策課，2011，『目標設定型排出量取引制度の基準排出量の算定等に関する説明会 2011/2 資料』
- 埼玉県環境部，2011，『地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源 CO2 排出量算定ガイドライン 2011年3月』
- 埼玉県環境部，2011，『目標設定型排出量取引制度における検証機関登録申請ガイドライン 2011年3月』
- 関東経済産業局総合エネルギー広報室，2011，『平成23年度エネルギー・温暖化対策に関する支援制度について』

## 執筆者紹介

橋本 幸夫 Yukio Hashimoto  
 デューデリジェンス事業部  
 コンサルティンググループ リーダー  
 専門は建築設備

## NKSJ リスクマネジメントについて

NKSJ リスクマネジメント株式会社は、損保ジャパンと日本興亜損保を中核とする NKSJ グループのリスクコンサルティング会社です。全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、火災・爆発、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任（PL）、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止等に関するコンサルティング・サービスを提供しています。詳しくは、NKSJ リスクマネジメントのウェブサイト（<http://www.nksj-rm.co.jp/>）をご覧ください。

## 本レポートに関するお問い合わせ先

NKSJ リスクマネジメント株式会社  
 デューデリジェンス事業部  
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル  
 TEL：03-3349-5961（直通）